

区有施設における公衆無線LANサービスの終了について

区有施設における公衆無線LANサービス(a u Wi-Fi SPOT)の終了について、先般、サービス提供事業者より通知があった。ついては、今後の大規模災害時等における通信回線の活用方針について、下記のとおり報告を行う。

1 これまでの経緯

(1) 公衆無線LANアクセスポイントの設置および覚書の締結

区民の利便性の向上と災害時の通信手段の確保を目的として、平成25年、株式会社JCNシティテレビ中野(現・株式会社ジェイコム東京(a u系列))に区役所本庁舎等の区有施設に公衆無線LANのアクセスポイントを設置させた。設置にあたり、平成25年3月29日、中野区および中野区教育委員会と覚書を締結した。

(2) 利用方法および費用負担

平常時は、a uの通信回線利用者のみがアクセスポイントを介した公衆無線LANを利用することができ、大規模災害時には、すべてのスマートフォンやタブレット端末で公衆無線LANを利用することができる。

また、アクセスポイント等の機器に係る電気代のみ区が負担し、工事費、保守料、回線利用料等は、設置事業者が負担することとして整備を行った。

(3) 公衆無線LANサービスの終了について

本年9月上旬、設置事業者より、令和3年9月末日をもって同サービスを終了する旨の通知があった。今回の通知により、公衆無線LANアクセスポイントが廃止となる区有施設は次のとおり。

- ① 中野区役所
- ② 区民活動センター(15か所)
- ③ すこやか福祉センター(4か所)
- ④ 小学校(21か所)
- ⑤ 中学校(10か所)
- ⑥ 教育センター
- ⑦ 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ

2 今後の公衆無線LANサービス等の考え方について

今後の区有施設での公衆無線LANについて、災害時には地域BWAの活用を図ることとし、平常時の区民サービスとしての公衆無線LAN整備については、施設の設置目的や形状、利用頻度等を勘案して必要性に応じた整備を行っていく。

また、新庁舎については、開設に合わせて来庁者向けの公衆無線LANを整備することとする。